



携帯電話等エリア整備事業の概要

1 携帯電話のサービスエリアの拡大目標

重点計画2007 (平成19.7.26 IT戦略本部決定)において、
「2006年度から2008年度までの間に過疎地域等の条件不利地域において、**新たに20万人以上**が携帯電話を利用可能な状態とする。」という目標を設定。

2007年度末において目標を1年前倒して達成

携帯電話のエリア外 居住人口	2006年度当初	2007年度末
全 国	58.0万人	29.7万人
うち条件不利地域	52.3万人	28.6万人



2008年度を起点とする新たな計画による整備促進

全国の携帯電話の**サービスエリア外の居住人口は約30万人**(07年度末推計)

- 国庫補助事業等を活用しつつ、**2010年度末までに約20万人を解消**
東北では、補助事業を活用し、1991(平成3)～2007年度に**230地域 61,600世帯のエリアを整備**
- 既存施策の延長では解消困難な約10万人の解消に向けた新技術の開発・実証実験の実施
 - 2008年度中に経済的な簡易型基地局等の開発を推進
 - 2009年度中にパイロット事業を実施し実用化を図る
 - 2010年度を目標として整備が進められているブロードバンド網整備との連携



2 携帯電話等エリア整備事業補助金について

電波遮へい対策事業費等補助金

1 電波遮へい対策事業

- (1) トンネルにおいて、携帯電話等の無線通信が行えない場合に、必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業 (携帯電話電波遮へい対策事業)
- (2) 地下街等において、地上系による超短波放送又は地上デジタルテレビ放送が受信できない場合に、必要な放送用再送信施設及び設備を設置する事業

2 無線システム普及支援事業

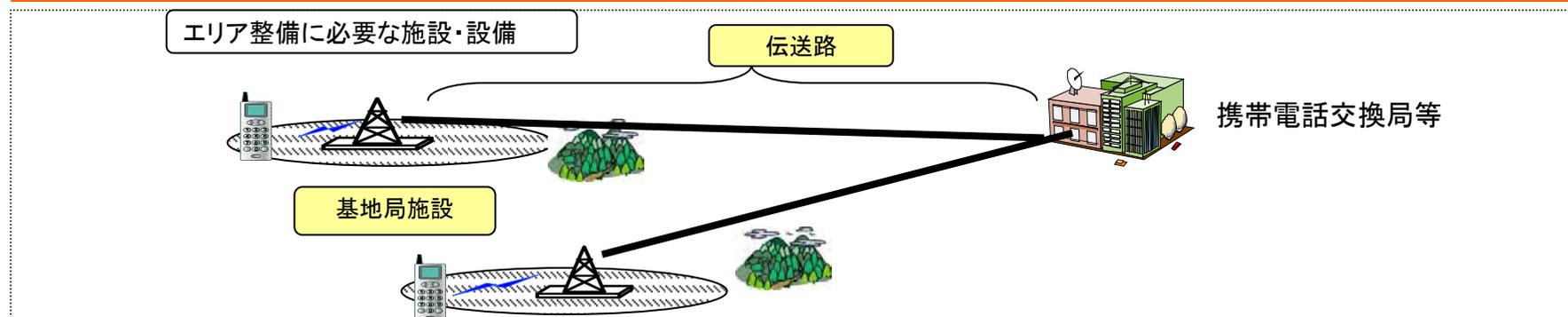
(1) 携帯電話等エリア整備事業

- ア 携帯電話等の通信が行えない状態を解消するため、無線通信用施設及び設備を設置する事業 (携帯電話基地局施設整備事業)
- イ 携帯電話等の通信が行えない状態を解消するため、必要な伝送用専用線を無線通信事業者に対して提供する事業 (携帯電話伝送路施設整備事業)

(2) 地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業

デジタルテレビ中継局整備、共聴施設整備、デジタル混信対策、デジタル受信相談・対策などの事業

3 携帯電話等エリア整備事業補助金の概要



基地局施設整備事業

- 1 事業主体 : 市町村
- 2 対象地域 : 過疎地、辺地、離島、半島、山村
特定農山村又は豪雪地帯
- 3 補助対象 : 基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)
- 4 負担割合

【100世帯以上】

国 1/2	自治体+事業者 1/2
----------	----------------

【100世帯未満】

国 2/3	自治体+事業者 1/3
----------	----------------

伝送路整備事業

- 1 事業主体 : 公益法人
- 2 対象地域 : 過疎地、辺地、離島、半島、山村
特定農山村又は豪雪地帯
- 3 補助対象 : 伝送路
- 4 負担割合

【100世帯以上】

国 1/2	公益法人 1/2
----------	-------------

【100世帯未満】

国 2/3	公益法人 1/3
----------	-------------

20年度予算 約58.8億円 (基地局分:約27.9億円 伝送路分:約30.9億円)